

○自治会館建設等助成金交付規則

昭和62年3月31日

規則第22号

改正 昭和63年3月30日規則第11号

平成2年5月1日規則第25号

平成19年3月30日規則第26号

〔題名改正〕

平成26年6月6日規則第93号

(目的)

第1条 この規則は、住民自治組織が単独又は連合で自治会館の建設等を行う場合に、自治会館建設等助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより住民自治の振興を図り、もつて地域住民の福祉の向上に資することを目的とする。

(昭63規則11・平19規則26・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民自治組織 町又は丁目その他本市内の一定の区域に居住する住民により自主的に組織された団体のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項各号に規定する要件に準じ、自治会館の維持管理が可能な実質を備えるものをいう。
- (2) 自治会館 住民自治組織が自主的に管理運営する施設であつて、住民その他市民等が広く集会等に利用することができるものをいう。

(昭63規則11・平19規則26・一部改正)

(助成対象事業等)

第3条 助成金は、次の表の左欄に掲げる場合に、当該住民自治組織に対して交付するものとし、その額は、毎年度予算の範囲内において、1申請につき、それぞれ同表の中欄に定める額とする。ただし、その額は、それぞれ同表の右欄に定める額を超えることができない。

助成対象事業	助成金の額	限度額
自治会館の新築	当該建築費の3分の2に相当する額	500万円
自治会館の建替え	当該建築費の3分の2に相当する額	500万円
自治会館のバリアフリー化	当該改修費の3分の2に相当する額	100万円

に係る改修		
自治会館の耐震改修	当該改修費の3分の2に相当する額	100万円
自治会館の耐震診断	当該耐震診断費の3分の2に相当する額	木造の場合にあつては10万円、木造以外の場合にあつては50万円
自治会館の便所の水洗化	当該水洗化工事費の3分の2に相当する額	20万円
自治会館に係る土地の取得	当該土地の取得費の3分の2に相当する額	1,200万円
自治会館に係る土地の賃借	当該土地の賃借料に相当する額	30万円

備考

- 1 自治会館の新築は、既に自治会館を有する住民自治組織が行う場合にあつては、助成対象事業としないものとする。ただし、当該住民自治組織を構成する世帯の数がおおむね1,000を超え、かつ、当該住民自治組織の区域が広範囲にわたるときその他市長が特に認めたときは、この限りでない。
- 2 自治会館の建替えに係る助成金の額は、当該自治会館についてバリアフリー化に係る改修に係る助成を受けた年度の翌年度の初日から起算して10年を経過せずに交付するときは、当該改修に係る助成金の額を差し引いた額とする。
- 3 自治会館の建替えに係る助成金の額は、当該自治会館について耐震改修に係る助成を受けた年度の翌年度の初日から起算して10年を経過せずに交付するときは、当該改修に係る助成金の額を差し引いた額とする。
- 4 水洗化工事費は、便所内部設備工事、外部排水設備工事及び附帯設備工事に要する費用とする。
- 5 土地の取得費は、登記手続等の事務費を含み、土地の整備費及び補償費を除くものとする。
- 6 自治会館に係る土地の取得に係る助成金の額は、当該自治会館（建替えがあった場合を含む。備考8において同じ。）について土地の賃借に係る助成を受けたときは、当該土地の賃借に係る助成金の額を差し引いた額とする。
- 7 土地の賃借料は、年額をもつて算定し、契約時の権利金及び保証金、契約更新に係る費用等を除くものとする。
- 8 自治会館に係る土地の賃借に係る助成金の交付は、当該自治会館について通算して10年を超えて受けることができないものとする。

2 前項の場合において、助成金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(昭63規則11・全改、平2規則25・平19規則26・一部改正)

(助成の要件)

第4条 この規則による助成を受けるための要件は、次に掲げるものとする。

(1) 自治会館の使用に係る規約が定められていること。ただし、当該規約は、住民自治組織の活動に支障のない範囲で当該住民自治組織に属するもの以外のものに当該自治会館を広く利用させる旨の条項を含むものに限る。

(2) 自治会館の新築に係る助成にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該自治会館が独立した建築物であり、20年以上にわたって使用できること。ただし、他の公共的な施設と併設している場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

ロ 当該自治会館がおおむね20人以上が使用できる規模を有すること。

ハ 当該自治会館が建築基準法（昭和25年法律第201号）及び大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）に適合していること。

(3) 自治会館の建替えに係る助成にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該自治会館について建築基準法第6条第1項の確認を受けた日（当該確認日が不明の場合にあつては、当該自治会館が建築されたと市長が認める日。以下この条において同じ。）から起算して20年以上が経過していること。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

ロ 当該自治会館について新築又は建替えによる助成（これらに相当すると市長が認める助成を含む。）を受けた場合にあつては、当該助成を受けた年度の翌年度の初日から起算して20年以上が経過していること。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

ハ 当該建替え後の自治会館について建築基準法第6条第1項の確認を受けること。

ニ 前号イからハまでのいずれにも該当すること。

(4) 自治会館のバリアフリー化に係る改修に係る助成にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該自治会館について早期の建替えが困難であり、かつ、高齢者、障害者等の利便性の向上のために緊急の改修が必要であること。

ロ 当該自治会館について建築基準法第6条第1項の確認を受けた日が平成5年4月

1日より前であること。

ハ 当該改修によって実際に高齢者、障害者等の利便性の向上が認められること。

(5) 自治会館の耐震改修に係る助成にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該自治会館について早期の建替えが困難であり、かつ、耐震性の向上のために緊急の改修が必要であること。

ロ 当該自治会館について建築基準法第6条第1項の確認を受けた日が昭和56年6月1日より前であること。

ハ 当該改修によって実際に耐震性の向上が認められること。

(6) 自治会館の耐震診断に係る助成にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該自治会館について建築基準法第6条第1項の確認を受けた日が昭和56年6月1日より前であること。

ロ 当該耐震診断により耐震性の向上が必要と認められたときは、当該耐震診断に係る助成を受けた年度の翌年度の初日から起算して10年以内に当該自治会館の建替え又は耐震改修を行うこと。

(7) 自治会館の便所の水洗化に係る助成にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ くみ取り便所又はし尿浄化槽便所から水洗便所に改造するものであること。

ロ 公共下水道に接続するものであること。

(8) 自治会館に係る土地の取得に係る助成にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 過去に自治会館に係る土地の取得に係る助成を受けていないこと。

ロ 借地上に自治会館が建築されている場合において当該土地を取得するものであること又は当該土地を取得した年度の翌年度の初日から起算して3年以内に自治会館を建築するものであること。

ハ 当該土地を取得する住民自治組織が地方自治法第260条の2に規定する地縁による団体の認可を受け、当該住民自治組織の名義で当該土地の登記を行うこと。

(平19規則26・全改、平26規則93・一部改正)

(助成金の申請手続)

第5条 助成金の交付を申請しようとするもの(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、助成対象事業の性質に応じ市長が不要と認めたときは、この限りでない。

(1) 助成金交付申請書

(2) 事業計画書

- (3) 予算書
- (4) 設計図及び工事費内訳書
- (5) 所有権が確認できる書類及び実測平面図
- (6) 賃貸借契約書の写し又はこれに代わるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する書類

(昭63規則11・平19規則26・一部改正)

(助成金交付の決定等)

第6条 市長は、前条の書類の提出があつたときは、必要な審査を行うものとする。

2 市長は、助成金を交付する旨を決定したときは、その旨及び助成金の額を、助成金を交付しない旨を決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による助成金を交付する旨の決定に際し、必要な条件を付することがある。

4 助成金を交付する旨の決定を受けたものは、次に掲げる書類を、それぞれ市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。ただし、助成対象事業の性質に応じ市長が不要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 事業着手報告書
- (2) 事業完了報告書
- (3) 助成金交付請求書
- (4) 助成金領収書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する書類

5 助成金を交付する旨の決定を受けたものは、事業計画の内容に変更が生じたときは、速やかに事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(昭63規則11・平19規則26・一部改正)

(助成金の交付期日)

第7条 助成金の交付期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期において市長が指定する日とする。

- (1) 建築（建替えを含む。）、改修及び便所の水洗化に係るもの 工事完了時
- (2) 耐震診断に係るもの 耐震診断完了時
- (3) 土地の取得に係るもの 土地取得時
- (4) 土地の賃借に係るもの 市長が指定する日

(昭63規則11・平19規則26・一部改正)

(助成金の取消し及び返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 不正な手続により助成金の交付を受けたとき。
- (3) この規則に違反したとき。

(書類の保存)

第9条 助成金の交付を受けたものは、助成対象事業の施行に関する書類を当該事業完了後5年間保存しなければならない。

(平19規則26・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定める申請書の様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 枚方市地区集会所建設助成金交付規則(昭和56年枚方市規則第11号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 旧規則の規定に基づき助成金の交付を受けた会館は、この規則の規定により助成金の交付を受けたものとみなす。

附 則〔昭和63年3月30日規則第11号〕

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則〔平成2年5月1日規則第25号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 3 改正後の第4条の規定は、この規則の施行の日以後に助成金の交付申請を受理したものから適用し、同日前に助成金の交付申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則〔平成19年3月30日規則第26号抄〕

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(自治会館建設助成金の交付に関する特別措置規則の一部改正)

- 2 自治会館建設助成金の交付に関する特別措置規則(平成17年枚方市規則第1号)の一部

を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(経過措置)

- 3 改正後の自治会館建設等助成金交付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた助成金の交付の申請について適用し、施行日前になされた助成金の交付の申請については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の自治会館建設助成金交付規則の規定により土地の賃借に係る助成を受けている住民自治組織については、この規則の施行後もなお従前の例により当該助成を受けることができる。この場合において、改正後の自治会館建設等助成金交付規則第3条第1項の表備考6の規定は、適用しない。

附 則〔平成26年6月6日規則第93号〕

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 改正後の自治会館建設等助成金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後になされた助成金の交付の申請について適用し、同日前になされた助成金の交付の申請については、なお従前の例による。